

建設業法に基づく許可後の注意事項

北海道知事許可を受けた方は次の事項をよく読んで違反のないようにしてください。

適用法令法律第100号（昭和24年5月24日 一部改正令和元年6月14日法律第37号）建設業法及び関係法令

A 決算の報告 (法第11条) 毎事業年度が終了してから4ヶ月以内に届出が必要です。事業年度を特に定めないものは1月1日～12月31日をもって1事業年度とします。用紙は所定の様式があり、この他に納税証明書（事業税）が必要です。

B 更新の許可 (法第3条) 許可は許可年月日の当日から5ヶ年の有効期間を有し、期間満了の前日30日までに更新の申請を必要とします。有効期間を経過すると翌日付をもって直ちに許可が抹消されますからご注意ください。

C 変更の届出 (法第11条) 次の事項を変更した時は所定の期日以内に届出を要します。

1. 法第7条及び第15条による技術者	}	事実発生後2週間以内
2. 令第3条に規定する使用人		
3. 常勤役員等（経營業務の管理責任者）		
4. 商号又は名称	}	事実発生後30日以内
5. 営業所の名称及び所在地		
6. 役員等、支配人の氏名		
7. 資本金		
8. 営業所の新設又は許可業種		
9. 定款		
10. 健康保険等の加入状況		

D 廃業の届出 (法第12条) 廃業しようとする業者は最終決定後30日以内に届出を要します。

E 技術者の設置 (法第5条) 法第7条及び第15条による技術者の設置事項は特に重要であり、常勤者で専任であること、名目上あるいは他の営業所との兼任又は他社の専従役職員として雇用することは認められません。
上記のように兼任した時は直ちに技術者の変更届を提出してください。

F 標識の掲示 (施行規則第25条) 許可を受けた後その営業所及び各建設工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に建設業法施行規則に定められた標識を掲示してください。（様式第28号、第29号）

様式第二十八号（第二十五条関係）
建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		知事許可（ ）第 号	
		知事許可（ ）第 号	
知 識 印			
		知事許可（ ）第 号	
		知事許可（ ）第 号	
この店舗で営業している建設業			

40cm以上

様式第二十九号（第二十五条関係）
建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	知事許可（ ）第 号		
許可年月日			

35cm以上